

## ■札幌市の市民参加関連条例・要綱等について

○札幌市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱・・・ 8

○札幌市パブリックコメント手続に関する要綱・・・ 11



## ○札幌市自治基本条例

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちとが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切にして力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

#### (この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### (基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不斷の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

#### (まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

### 第2章 市民

#### 第1節 市民の権利

##### (まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

##### (市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

#### 第2節 市民の責務

##### (市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

##### (事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

### 第3章 議会及び議員

#### (議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

#### (市民に開かれた議会)

第 11 条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

#### (議員の役割及び責務)

第 12 条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

### 第 4 章 市長及び職員

#### (市長の役割及び責務)

第 13 条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

- 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

#### (職員の責務)

第 14 条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

#### (職員の育成)

第 15 条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

### 第 5 章 行政運営の基本

#### (行政運営の基本)

第 16 条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

- 第 17 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
  - 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
  - 4 前 2 項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

(財政運営)

- 第 18 条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

- 第 19 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

- 第 20 条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。
- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るために、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
  - 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

## 第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

### 第 1 節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

- 第 21 条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。
- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
  - 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
    - (1) 実施の時期が適切であること。

- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
  - (3) 事案に関する市民又は地域に係る市民が参加できること。
  - (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

#### (住民投票)

- 第 22 条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

#### (市民によるまちづくり活動の促進)

- 第 23 条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。
- 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

#### (青少年や子どものまちづくりへの参加)

- 第 24 条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

### 第 2 節 情報共有の推進

#### (情報公開)

- 第 25 条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

#### (情報提供)

- 第 26 条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。
- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第 27 条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

### 第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

#### (まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

#### (区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

### 第7章 他の自治体等との連携・協力

#### (他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

### 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

#### (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

#### (この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## ○札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び委員の選任並びに透明で公正な会議の運営を確保することにより、附属機関等の審議の活性化を図るとともに、政策形成過程への市民参加の機会を拡充し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 懇話会 要綱等に基づき、行政運営上の意見聴取、意見交換及び連絡調整等を行うために設置される、意思決定を伴わない機関
- (3) 局長等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局の長、教育長並びに区長

### (附属機関の設置)

第3条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとし、必要に応じて部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図るものとする。

2 附属機関を新たに設置しようとする局長等は、附属機関設置事前協議書（様式1）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

### (附属機関の設置等の見直し)

第4条 附属機関の庶務を所管する局長等は、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、廃止、統合等の見直しを図るものとする。

- (1) 設置当初の目的を達したもの
  - (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
  - (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
  - (4) 設置目的が他の附属機関と類似し、又は所掌事務が他の附属機関と重複しているもの
- 2 前項の規定に基づき、廃止又は統合を行った場合は、附属機関廃止・統合

通知書（様式2）により、総務局長へ報告するものとする。

（附属機関の委員の選任）

第5条 附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。ただし、法令、条例及び国の通知、指針等において別に示されている場合は、この限りではない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
  - (2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年3月28日市長決裁）によること。
  - (3) 同一の附属機関における委員の在任期間が通算して6年を超えないこと。  
ただし、任期が開始する日において、在任期間が通算して6年を超えていない場合は、この限りでない。
  - (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4機関までとすること。
  - (5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
  - (6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。
  - (7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。
- 2 第1項第3号及び第4号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。
    - (1) 選任しようとする委員が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
    - (2) 選任しようとする委員以外に、当該附属機関の委員として必要な専門的な知識又は経験を有する者がいないこと等特別の事情があると認められる場合
  - 3 第1項第7号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。
    - (1) 行政処分に関する審議等を行う場合
    - (2) 審議等に専門的な知識が必須である場合
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関の所掌事務及び審議事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合
  - 4 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関委員選任事前協議書（様式3）及び附属機関委員予定者名簿（様式4）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。
  - 5 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任したときは、附属機関委員名簿（様式5）を総務局長に送付するものとする。
  - 6 附属機関の庶務を所管する局長等は、附属機関の委員が任期の中途において退任した場合、又は委員の委嘱を解いた場合は、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。

7 第1項、第4項、第5項及び第6項の規定は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）別表2に該当する附属機関及び指定管理者選定委員会には適用しない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務、審議事項等の情報を公表すること。
  - (2) 会議の公開及び非公開については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条の規定に従い、あらかじめ決定しておくこと。
  - (3) 会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。
  - (4) 会議については、会議録を作成のうえ公表すること。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しない。
  - (5) 第2号の規定により会議を非公開とすることを決定したときは、当該附属機関の委員に対し、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務を負うことについてあらかじめ確認すること。また、委員の職を退いた後も同様とする。
- 2 委員を公募する際には、公正かつ透明性の高い選任が行われるよう、次の事項に留意するものとする。
- (1) 応募資格、応募方法、選考方法その他必要な事項を記載した募集要項を作成し、あらかじめ広報すること。
  - (2) 応募機会を拡大するための、様々な情報提供手段による広報に努めること。
  - (3) 選考の基準及び手順等の選考経緯を公表すること。

（懇話会の運営）

第7条 懇話会については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 名称は、審議会、審査会、調査会など、附属機関と誤認される表現を用いないこと。
- (2) 所掌事務は、「審議する」、「審査する」及び「答申する」など、附属機関が所掌する事務を付与しないこと。
- (3) 委員の意見については、個々の委員の意見表明とし、機関としての意見表明としないこと。
- (4) 議決方法に関する議事手続きを定めないこと。
- (5) 委員の選任については、第5条第1項の規定を尊重し、その設置目的に応じた適切な人材の選任に努めること。
- (6) 情報提供については、第6条の規定を尊重すること。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

## ○札幌市パブリックコメント手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 本市の重要な政策の策定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する手続をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に住所を有する自然人、法人その他の団体その他次条第1項各号に規定する条例の案、規則、基本構想の案及び計画に係る案（以下「政策案」という。）に関し利害関係を有するものをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

### (パブリックコメント手続の対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合は、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施しなければならない。

- (1) 次に掲げる条例の案を作成する場合
    - ア 市政に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接市民等を対象とするものについて定める条例
    - イ 市民等への義務の賦課（市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に係るもの除去。）又は市民等の権利の制限（次号において「義務賦課・権利制限」という。）について定める条例（第3号の規定によりパブリックコメント手続を実施した主要な公の施設に関する計画に基づいて定めるものを除く。）
  - (2) 前号イの条例の委任により定める規則（人事委員会規則及び教育委員会規則並びに地方公営企業の管理者が定める規程を含む。）で、義務賦課・権利制限について定めるものを制定する場合
  - (3) まちづくり戦略ビジョン若しくはこれに基づく実施計画若しくは市政の特定の分野に関する基本的な計画（主要な公の施設に関する計画を含む。）を策定する場合又はこれらを変更する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 実施機関が政策案について迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合
  - (2) 実施機関が政策案の内容について軽微なものであると認めた場合
  - (3) 実施機関が政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認めた場合
  - (4) 政策案に関し市民等の意見を聴取する手續が法令に定められている場合
  - (5) 実施機関において、政策案について、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う

## 場合

3 第1項各号に掲げる場合のほか、実施機関は、政策の策定に際し、必要と認めるときは、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施することができる。

### (政策案等の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる場合（同条第2項の規定によりこの要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しない場合を除く。）は、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案を策定した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案の概要
- (3) 政策案を策定する際に検討した重要な論点及び当該論点に対する実施機関の考え方
- (4) その他実施機関において市民等が政策案の内容を理解するために必要と認めた事項

### (政策案等の公表方法)

第5条 前条の規定による政策案及び参考資料の公表（以下「政策案等の公表」という。）は、政策案を所管する課、行政情報課、区役所その他実施機関が必要と認める場所（以下「所管課等」という。）における閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策案又は参考資料が著しく大量であるため、同項の規定による公表が困難であると認めた場合は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては前項の方法により、政策案並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる事項にあっては所管課等における閲覧の方法により公表することができる。

### (周知)

第6条 実施機関は、政策案等の公表を行うときは、市のホームページ又は広報さっぽろへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

### (意見等の募集及び募集期間)

第7条 実施機関は、政策案等の公表を行ったときは、30日以上の期間を設けて、市民等から政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

### (意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受領
- (2) ファクシミリ装置による受信
- (3) 電子メールの受信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前項の受付を行うときは、市民等に対し氏名及び住所（市民等が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の明示を求めるものとする。

（意見等に対する措置）

第9条 実施機関は、政策案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条第1項の規定により受け付けた意見等を考慮しなければならない。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに同項の規定により考慮した結果政策案の修正をした場合における当該修正の内容及び理由を公表しなければならない。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第7条各号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。

（一覧表の公表）

第10条 市長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている政策案の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 政策案の名称
- (2) 意見等の募集期間
- (3) 前条第2項の規定による公表を行う時期
- (4) 政策案及び参考資料の入手方法及び問い合わせ先

（実施状況の公表）

第11条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント手続の実施状況（第3条第2項各号の規定の適用に関する状況を含む。）を公表しなければならない。

（公表方法に関する規定の準用）

第12条 第5条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。